

鈴鹿市市民祭開催支援補助金

申請の手引き

【令和6年度版】

●○ 申請期間 ○●
5月1日 から 5月31日 まで

鈴鹿市 産業振興部 商業観光政策課



1 鈴鹿市市民祭開催支援補助金について

この補助金は、本市において観光誘客効果が高く、市内の産業や地域資源の活性化に結びつき、多くの市民が参加する全市的なイベントを開催する団体に対し、予算の範囲内において補助することにより、本市の新たな魅力を発信し、観光及び地域経済の振興を図ることを目的としています。

補助金交付の申請にあたっては、この「手引き」と「鈴鹿市市民祭開催支援補助金交付要領」を必ずご確認ください。

2 補助金制度の概要

(1) 補助対象事業の条件

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、原則1回開催されるイベントで、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 地域および対象を限定せず、広く市内外からの誘客を目的としたもの。
- ② 市外に本市に関する情報を発信し、市民と市外の者の交流の機会を提供するもの。
- ③ 市内経済の活性化に対する効果が期待できるもの。
- ④ 市民および市民活動団体や企業等多様な構成員によって組織された、市民の創意ある行動と自律した運営を行う観光イベント実行委員会が主催するもの。
- ⑤ 宗教及び政治活動に関係しないもの。
- ⑥ 概ね平成以降に始まった新しいもの。
- ⑦ 鈴鹿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員の関与がないもの。
- ⑧ 営利を目的としないもの。ただし、そのイベントの目的達成のため有効な場合に限り、営利を目的とする事業を付帯することができる。
- ⑨ 直近の3年間で連続して3万人以上の動員があったもの(ただし、雨天や新型コロナウイルス感染症の影響により中止の年度は除く)。^{※1}
- ⑩ スポーツイベントでないもの。

※1 令和4年度開催分について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、入場者数を制限して実施した場合に限り、SNS 等を活用したライブ配信映像の閲覧者数を含めることができる。

(2) 補助金額及び補助対象経費の条件

市民祭を実施するために直接必要な経費の1／2以内の額とし、200万円を上限とします。

ただし、直接必要な経費のうち次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 食糧費のうち懇親会に係る経費
- ② 証拠書類により補助対象団体が支払ったことを確認することができない経費

3 申請期間と申請方法

(1) 申請期間

令和6年5月1日 から 令和6年5月31日 まで

※持参の場合:土曜日、日曜日、祝祭日を除き、8時30分から17時15分まで

※メールの場合:5月31日受信分まで

※郵送の場合:5月31日の消印有効

(2) 申請方法

申請書類を記入し、下記申請先に持参、メール、郵送のいずれかで提出してください。ファクスによる提出はできません。

《申請先》

鈴鹿市 産業振興部 商業観光政策課 観光・モータースポーツ振興グループ

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号(本館7階73番窓口)

電話番号 059-382-9020

メールアドレス shogyokankoseisaku@city.suzuka.lg.jp

申請書類

※申請書類に押印は不要です。

	必要書類	様式の種別
1	補助金交付申請書※2	指定の様式
2	補助対象者の規約	
3	補助対象者の役員等の構成※3	
4	補助対象事業の事業計画	
5	補助対象事業の予算	
6	事業の経費のうち、補助金によって賄われる部分以外の経費の負担者、負担額及び負担方法が分かるもの	書式は問いません。 各団体で作成されたものをご提出ください。
7	補助事業の効果が分かるもの	
8	補助事業に関して生ずる収入金額に関する事項が分かるもの	
9	直近のイベント開催実績が分かるもの	

※2 鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第8条及び鈴鹿市補助金等交付規則(平成29年鈴鹿市規則第39号)第21条に基づき、この申請書の内容について、暴力団等排除のため警察署へ照会する場合があります。

※3 ※2の照会に必要なため、役員の「役職名」、「氏名(ふりがな付)」、「生年月日」を記載すること。

4 審査

(1) 審査方法

申請書類を基に、市の関係部局長からなる選定委員会にて、(2)の審査基準に照らし合わせて厳正に審査します。結果は7月中を目途に書面で通知します。

(2) 審査基準

以下の全ての「資格要件」を満たすとともに、「選定基準」は、各選定委員の合計から算出した平均点が 15 点以上であることが必須の条件となります。必須条件を満たした中から選定を行います。

資 格 要 件	適否
市民および市民活動団体や企業等多様な構成員によって組織された実行委員会であるか。	適・否
思想、宗教及び政治活動に関係せず、広く市民に開放されたイベントであるか。	適・否
鈴鹿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員の関与がないか。	適・否
営利を目的としていないか。	適・否
直近の3年間で連続して3万人以上の観客動員実績があるか。 (令和4年度開催分に限り、SNS 等を活用したライブ配信映像の閲覧者数を含める)	適・否
スポーツイベントではないか。	適・否
国、県及び市から本要領以外の補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定のイベントではないか。	適・否
選 定 基 準	配点
地域および対象を限定せず、広く市内外からの誘客が見込めるか。 (5~1の5段階評価) 5:見込める、4:やや見込める、3:標準、2:やや見込めない、1:見込めない	5
市外に本市に関する情報発信効果が期待できるか。 (5~1の5段階評価) 5:期待できる、4:やや期待できる、3:標準、2:やや期待できない、1:期待できない	5
市民と市外の者の交流が期待できるか。 (5~1の5段階評価) 5:期待できる、4:やや期待できる、3:標準、2:やや期待できない、1:期待できない	5
新たな誘客要素を盛り込み、市内経済の活性化が期待できるか。 (5~1の5段階評価) 5:期待できる、4:やや期待できる、3:標準、2:やや期待できない、1:期待できない	5
周辺環境に配慮し、地域や来場者にとって安全な取組であると評価できるか。 (5~1の5段階評価) 5:評価できる、4:やや評価できる、3:標準、2:やや評価できない、1:評価できない	5
合 計	25

(3) 交付決定後の手続き

①実績報告

補助対象事業完了後、実績報告書(指定の様式)に以下の必要書類を添えて提出してください。内容を確認し、補助金等交付額確定通知書を通知します。
なお、実績報告書の提出期限は、令和7年3月31日までです。

【必要書類】

- ・ 事業施行状況概要書
- ・ 支払いを証明する書類(領収書等)
- ・ その他、市長が必要と認めるもの

②補助金の交付

実績報告により交付額が確定した後、補助金等交付請求書(指定の様式)を提出してください。

③ その他の注意事項

- (ア) 事業内容を変更又は中止、廃止する場合は、計画変更承認申請書(指定の様式)に関係書類を添えて提出してください。
- (イ) 申請や補助対象事業の実施にあたり、不正行為があったときや交付要領の規定に違約したときは、交付決定を取り消したり、交付された補助金の返還を求めます。
- (ウ) 提出された申請書類は返却しません。

5 問合せ先

鈴鹿市 産業振興部 商業観光政策課 観光・モータースポーツ振興グループ
〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号(本館7階73番窓口)
電話 番号 059-382-9020
ファックス番号 059-382-0304
メールアドレス shogyokankoseisaku@city.suzuka.lg.jp